金融庁原則と当社方針について

当社は、金融庁が提唱する「顧客本位の業務運営に関する原則(以下、金融庁原則)という」を採択し、「お客さま本位の業務運営に関する基本方針(以下、当社方針という)」を策定しております。金融庁原則と当社方針の対応状況は以下のとおりです。

金融庁　顧客本位の業務運営に関する原則	富士少額短期保険株式会社 お客さま本位の業務運営に関する方針
原則２【顧客の最善の利益の追求】	方針１　(お客さまの最善の利益の追求)
原則３【利益相反の適切な管理】	方針２　(利益相反の適切な管理)
原則４【手数料の明確化】	－　※1
原則５【重要な情報の分かりやすい提供】	方針３　(重要な情報の分かりやすい提供)　※2
原則６【顧客にふさわしいサービスの提供】	方針４　(お客さまにふさわしい保険商品を提供)　※3
原則７【従業員に対する適切な動機づけの枠組み等】	方針５　(従業員に対する適切な動機付けの枠組み)

※1　当社の保険商品は、お客さまにご負担いただく手数料はありません。
また、投資リスクのある金融商品等の取扱いは行わないため、金融庁原則4に対応する方針はありません。
※2　※3　原則5(注2)、原則6(注2)(注4)(注6)(注7)および補足原則は、当社の商品・サービスの取扱いがない、もしくは取引形態上該当しないため、方針の対象としておりません。

(ご参考)金融庁が公表する「顧客本位の業務運営に関する原則」への富士少額短期保険株式会社の「お客さま本位の業務運営に関する方針」の対応状況

金融庁 【顧客本位の業務運営に関する原則】	富士少額短期保険株式会社 【お客さま本位の業務運営に関する方針】
原則2. 顧客の最善の利益の追求	方針1　①②③④
(注)	方針1　①②
原則3. 利益相反の適切な管理	方針2
(注)	方針2
原則4. 手数料等の明確化	該当する金融商品・サービスがありません
原則5. 重要な情報のわかりやすい提供	方針3 ①②③④
(注1)	方針3 ①③④
(注2)	該当する金融商品・サービスがありません
(注3)	方針3 ①②③④
(注4)	方針3 ①③
(注5)	方針3 ④
原則6. 顧客にふさわしいサービスの提供	方針4　①②③④
(注1)	方針4　①②③④
(注2)	該当する金融商品・サービスがありません
(注3)	方針4　①②③
(注4)(注6)(注7)	該当する金融商品・サービスがありません
(注5)	方針4　②③
原則7. 従業員に対する適切な動機づけの枠組み等	方針5　①②
(注)	方針5　①②